

北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 議事録

1 日 時 令和元年7月17日(水) 10:00~10:45

2 場 所 赤れんが庁舎 2階1号会議室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 協議事項

- (1) 豚コレラ・アフリカ豚コレラへの対応について
- (2) その他

(開 会)

【瀬川食の安全推進局長】

- ただ今から、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催する。
- 本日の司会進行を担当する食の安全推進局長の瀬川でございます。
- 開会にあたり、農政部 大西食の安全推進監から御挨拶申し上げます。

(挨 拶)

【大西食の安全推進監】

- 本日はお忙しい中、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」にお集まりいただき感謝。
- 皆様ご承知のとおり、昨年9月以来、岐阜県・愛知県を中心に豚コレラが発生し、未だ終息の目処がたっていない状況にある。
- また、中国などから旅客が持ち込んだ肉製品からアフリカ豚コレラウイルスが検出されるなど、日本国内への海外悪性伝染病の侵入リスクは非常に高い状態が継続しているところ。
- こうした中、6月の人事異動を終え各部局の担当者が一新されたことから、情報共有・関係部局の連携を図るため、本日、皆様にお集まりいただいた。
- 豚コレラなどの海外悪性伝染病がひとたび発生すれば、関連産業だけではなく、道民生活にも影響を及ぼすなど大きな危機を招くことを御理解いただき、オール北海道での万全の侵入防止対策に向けた連携した取組を切にお願いして開会の挨拶とする。本日は、よろしくお願ひ。

【瀬川食の安全推進局長】

- 資料の確認。
- 協議事項(1) 豚コレラ・アフリカ豚コレラへの対応について、農政部から説明願ひ。

(協議事項(1) 豚コレラ・アフリカ豚コレラへの対応)

【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

- 豚コレラ・アフリカ豚コレラへの対応について資料1に基づき説明。
- 豚コレラの発生状況について、国内の養豚場においては、昨年9月に岐阜県で国内26年ぶりに発生して以降、5府県31事例発生。今月になっても、愛知県・岐阜県で発生が継続しており、終息の兆しが見えない状況。
- 発生継続の要因は、野生いのししにおける発生。これまで岐阜県や愛知県に限局して確認されてきたが、6月に三重県、7月に福井県、7月13日に長野県で感染いのししが発見。
- 国では、野生いのししへの経口ワクチンの散布を既に開始しており、7月には三重県でも散布を開始。野生いのししが存在する都府県の農場周辺には防護柵を設置する等の新たな対策をしている。
- アフリカ豚コレラについて、豚コレラと同様にウイルスの感染で発症する。伝播力が強く致死性の高い伝染病で、人には感染しない。アジアにおける発生状況は資料9ページを参照。昨年、中国で発生以降、中国全土に拡大し、その後周辺諸国に急速に広がっている。
- 日本への侵入経路として懸念されるのが、アフリカ豚コレラが発生している中国やベトナムなどからの旅客が違法に持ち込む豚肉等である。
- アフリカ豚コレラ陽性事例は、資料10ページにあるとおり、これまでに54例。新千歳空港においては9件確認されている。1月12日には、中国から中部国際空港に持ち込まれたものに、生きたウイルスが確認されており、常にウイルスの国内侵入リスクが高い状況となっている。
- 水際防疫として、動物検疫所では、資料12ページのとおり、リーフレットにより注意喚起をしている。また、国は4月22日から肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化している。
- 中国の春節やGWなど旅行者が増える際に、新千歳空港における出入国者に対する啓発活動を実施しており、8月5日にも、旅客が増える夏休み中ということで啓発活動を行う。今年のGWからは新幹線の新函館北斗駅にて注意喚起を実施。皆様の協力を得ながら全庁一丸となって侵入防止に取り組む。
- 昨年末、北海道家畜伝染病防疫対策要綱を制定。これにより、鳥インフルエンザや口蹄疫を含めた海外悪性伝染病の防疫対策要綱を一本化。今回、要綱の抜粋を資料として配布。発生の備えとして本庁や振興局においては、警戒本部を継続設置し、今回のような幹事会を開催して情報を共有することとしている。防疫の流れ等記載しているので、今一度確認をお願い。
- 豚コレラの防疫マニュアルについて、6月3日に改正。鳥インフルエンザと大きく異なるのは殺処分で、豚の殺処分は原則獣医師が行う。
- 発生時の防疫措置については、岐阜県や愛知県に18名を派遣しているので、「(2) その他について」で概要等説明する。

【瀬川食の安全推進局長】

- 以上の件について、質問をお受けする。

－質疑なし－

(協議事項(2)その他について)

【農政部畜産振興課 横田主幹】

- 豚コレラ防疫に係る家畜防疫員の派遣状況の報告と併せて、豚コレラの防疫対応の流れについて、改めて資料に基づき説明。
- 7月17日現在の派遣状況を呈示。農林水産省の調整の下、家畜伝染病予防法に基づき知事からの要請を受けて派遣という流れ。北海道からは1月7日以降、計25日間、18名の家畜防疫員を派遣。作業内容は①防疫措置、②発生状況確認検査など、③飼養衛生管理基準遵守確認の大きく3つに分けられる。
- 豚コレラの侵入防止・発生時初動確認については、資料2ページのとおり。万が一、生産者から異常家畜の発生について通報を受けた場合、朝の畜舎見回りで午前中に連絡があった場合を想定すると、概ね12時に立入検査を実施、検査結果については随時情報共有し、豚コレラを疑う事例とされると、次のステージへ進み精密検査の開始。深夜から未明に結果判明後、農林水産省が疑似患畜と判定して豚コレラの発生確定。発生についてプレスリリースをした上で防疫措置の開始という流れになる。
- 防疫対応については資料3ページのとおり。
- 資料4ページには、実際に防疫作業が行われる場所について区分した。複数の場所で同時に防疫作業が行われるので、円滑に進めるポイントとしては、作業支援者の充足と適切な情報の共有が重要となる。これらのポイントは、今般、岐阜県や愛知県に派遣された職員から共通した重要事項として報告されている。道では防疫対策要綱やマニュアルにおいて防疫作業の流れを整理しているので、改めて確認をお願い。

【瀬川食の安全推進局長】

- ただいまの件について質問をお受けする。

－質疑なし－

(挨拶)

【大西食の安全推進監】

- 最後に改めて、道内に豚コレラやアフリカ豚コレラなど、「海外悪性伝染病」を絶対に侵入させないため、関係者一丸となって取り組むことが何よりも重

要。

- 関係各部局においては、防疫対策要綱などを今一度確認いただき、発生予防や万が一発生した時の初動防疫などについて十分確認いただいた上で、オール北海道での対策が維持されるよう、引き続きご協力をお願いします。

【瀬川食の安全推進局長】

- これをもって北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会を閉会する。